

札幌地方裁判所 民事第2部 合議係 御中

平成26年(行ウ)第40号
 新・人間裁判札幌訴訟(生活保護引下げ処分取消請求事件)
 公正な審理を求める請願署名

厚生労働省は、2013年8月から、3年間で、生活保護基準を平均で6.5%(670億円)、最大10%の引き下げを行いました(尚、2014年4月は、引き下げの続行と消費税影響分として一律2.9%の引き上げを同時に実施)。生活保護利用者の96%の世帯に及ぶ前例のない引き下げです。

今回の引き下げは、極めて不当なものです。第1に、所得階層、第1・十分位(最下層の1割)との比較で、「生活保護基準の方が高い」との理由による削減です(90億円)。しかし、この階層は、元々、生活保護基準以下の人達が多数存在すると推測される階層です。保護基準の方が高くなるのは、当然の結果です。第2に、前回見直し(平成20(2008)年)以降の物価の下落(-4.78%)に対応する引き下げです(580億円)。しかし、平成20(2008)年と平成23(2011)年との比較で、物価が下がっているのは、ノートパソコン(-73.0%)、カメラ(-68.0%)、洗濯乾燥機(-55.3%)などのいわゆる贅沢品であり、逆に、ジャガイモ(+31.3%)、タマネギ(+30.5%)、即席スープ(+24.3%)など生活保護利用者に身近な食料品は、値上げになっています。引き下げは、生活実態に基づかない不当なものです。

元々生活保護の改定の方式は、水準均衡方式と言って、毎年度の政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びを基礎とする改定方式です。平成25(2013)

年度の民間最終消費支出の見通しは、実質で1.6%となっているので、引き下げはあり得ません。

厚労省の試算によると、今回の引き下げは、例えば、(夫婦と子1人の世帯・都市部)で、17.2万円から15.6万円に1.6万円の減少、(夫婦と子2人の世帯・都市部)で、22.2万円から20.2万円に2万円の減少となっています。子どもが多い程、過酷な内容になっています。

現に、札幌市においても、シャンプーを節約するために頭を5分刈りにした50代の女性、子どものお稽古事(月謝4000円)をやめた母子家庭などの涙ぐましい努力が行われています。これは、国民に「健康で文化的な最低限度の生活」の権利を保障し、国に対してその努力を義務づけている憲法第25条に明瞭に違反したものとと言えます。

また、わが国の生活保護基準は、ナショナル・ミニマムとしての役割を持っています。生活保護基準は、就学援助基準、住民税非課税基準、保険料や医療費の減免の基準の基になっています。国は、これらの制度に保護基準引き下げの影響が出ないようにとの自治体に対する通知を出していますが、影響を回避することは、不可能と思われる。

貴裁判所におかれましては、このような状況をご勘案頂き、徹底した審理を行い、公正な判断を下されることを強く求めます。

名 前	住 所

生活保護制度を良くする会
 札幌市西区八軒8条東5丁目4-18
 TEL011-736-1722 FAX011-736-1688